寝屋川空き家流通推進プラットフォームに関する協定書

寝屋川市（以下「甲」という。）と枚方信用金庫（以下「乙」という。）は、空き家の流通促進を図る寝屋川空き家流通推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）に関する事項について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、寝屋川市内に存する寝屋川市の空き家流通推進に関する連携協定第２条第１号で規定する空き家等（以下「空き家」という。）について、空き家の所有者等（寝屋川市の空き家流通推進に関する連携協定第２条第２号で規定する所有者等）から個人情報等（以下「情報」という。）の提供の同意を得たものに対して、甲乙が同意を得た範囲内で情報を共有し、連携して対応することにより、空き家所有者等が除却、売却、賃貸など空き家の利活用を促進し、空き家の流通の推進に資することを目的とする。

（業務）

第２条　乙は、プラットフォームの各種団体と連携し、空き家所有者等からの求めに応じて、流通に向けた次の各号に掲げる業務を、無償で実施する。

⑴　金融商品等の提案

⑵　所有者等との接触及び相談

⑶　売却、賃貸などの支援策の検討

⑷　新住民への斡旋などの具体的な支援

⑸　売買、賃貸借など成約の支援

⑹　流通阻害要因を解消するため、他団体と構成する対策チームへの協力

⑺　流通推進会議への出席

（甲の役割）

第３条　甲は、空き家所有者等の同意を得られた場合、甲が保有する空き家及び空き家所有者等の情報（空き家の状況、空き家所有者等の氏名、住所、連絡先などをいう。以下同じ。）を乙に提供する。

（乙の役割）

第４条　乙は、空き家の流通を促進させるため、所有者等に金融商品の提案など金銭的に支援する。

（協定に定める業務の範囲を超えた業務の実施）

第５条　空き家所有者等又は、新住民からの求めがある場合に限り、乙が、本協定に定める業務の範囲を超えて有償での業務を行うことは妨げない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第６条　乙は、担当事業者以外の第三者に対し、協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

（守秘義務・個人情報保護義務）

第７条　乙は、本協定に定める業務に関わって知り得た情報を他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

２　乙は、本協定に定める業務を実施するために空き家所有者等の個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（誓約書の提出）

第８条　担当事業者は、本協定に定める業務を開始するにあたり、個人情報保護等に関する誓約書を速やかに甲に提出しなければならない。

（協定の遵守及び協定違反への措置）

第９条　乙は、本協定に定める義務及び禁止事項について、遵守しなければならない。

（苦情又は紛争の処理）

第10条　本協定に定める業務に関し、空き家所有者等からの苦情又は紛争が発生した場合には、甲乙協議のうえ、これを処理する。

2　第５条の定めにより、乙が、本協定に定める業務の範囲を超えて有償での業務を行った場合に発生した空き家所有者等の苦情又は紛争については、乙の責任において処理するものとし、甲は一切の責任を負わない。

（報告等）

第 11 条　乙は、本協定に定める事業を実施した場合、適宜、甲及び空き家流通推進検討会議に進捗状況を報告する。また、甲及び空き家流通推進検討会議から個別に報告を求められた場合は、その状況の報告に協力する。

（業務の実施方法）

第 12 条　本協定に定めのない事項で、業務の実施に必要となる具体的な事務については、甲乙で協議のうえ、決定する。

（協定期間）

第 13 条　本協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

（協定内容の変更）

第 14 条　甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（その他）

第 15 条　本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを定める。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名のうえ、各一通を保有する。

令和　2 年　8 月 18 日

甲　寝屋川市本町１番１号
寝屋川市
上記代表　市長　　広瀬　慶輔

乙　枚方市岡東町 14 番 36 号
枚方信用金庫
理事長
吉野　敬昌

個人情報取扱特記事項

寝屋川空き家流通推進プラットフォームに関する協定書（以下、「協定書」という。）第７条第２項に規定する「個人情報取扱特記事項」について次のように定める。

（条例の遵守）

第１条 寝屋川市（以下、「甲」という。）と枚方信用金庫（以下、「乙」という。）は、本協定に定める業務の履行に際して、寝屋川市個人情報保護条例（平成９年寝屋川市条例第10号）（以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、条例第２条第２号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

２ 乙は、協定書第４条に定める担当事業者（以下、「担当事業者」という。）に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じるとともに、本特記事項に定める各条項の規定を遵守させなければならない。

（個人情報の漏えい等の防止）

第２条 乙は、甲から提供された個人情報及び協定書第２条に定める業務（以下、「業務」という。）により収集した個人情報（以下「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失、き損及び改ざん等をしてはならない。

（収集の制限）

第３条 乙は、業務を履行するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第４条 乙は、保有個人情報を業務の履行の目的以外に利用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第５条 乙は、保有個人情報を第三者へ提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第６条　乙は、業務を履行するため選定した担当事業者に対して保有個人情報を提供する場合を除き、保有個人情報を複写及び複製してはならない。

（報告義務）

第７条　乙は、保有個人情報（担当事業者に提供したものも含む。）の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が発生したとき又は発生する恐れのあるときは、その事故の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（個人情報等の保護状況に関する検査の実施）

第８条　甲は、必要があると認めるときは、乙の保有個人情報の保護状況について立入検査を実施することができる。

２　乙は、甲の立入検査の実施に協力しなければならない。

（個人情報の消去又は廃棄）

第９条　乙は、甲から保有個人情報の消去又は廃棄を求められたとき、協定書の解除がなされたときその他保有個人情報を保持し続ける正当な事由が消滅したときは、保有個人情報を直ちに消去及び廃棄しなければならない。

２　乙は、前項に規定する場合、担当事業者に対して保有個人情報を消去及び廃棄させなければならない。